

第59回 岐阜県学校保健研究大会実行委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、第59回岐阜県学校保健研究大会実行委員会（以下「実行委員会」という）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は令和2年度に開催される、第59回岐阜県学校保健研究大会（以下「研究大会」という）の企画運営と学校保健医療の確保と公衆衛生の向上を図り、児童生徒等の健康づくりに努めることを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究大会の開催、企画、運営に関すること。
- (2) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事項。

(役員)

第4条 実行委員会は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 実行委員長 郡上市学校医代表

- (2) 副委員長 郡上市歯科医代表
副委員長 郡上市薬剤師代表
副委員長 郡上市小中学校長会会長
副委員長 郡上市学校保健会会長

- (3) 実行委員 郡上市校長会代表
郡上市養護教諭部会代表
郡上市栄養教諭部会代表
郡上市健康福祉部健康課
郡上市教育委員会

(役職の職務)

第5条 実行委員長は、実行委員会を代表し、実行委員会の運営を統括する。

副委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故ありし時及び不在の時は実行委員長を代理とする。

(会議)

第6条 実行委員会は必要に応じて実行委員長が招集し、実行委員長が議長を司る。

(実行委員会)

第7条 実行委員会は、目的達成のため必要と思われる場合は他に部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 実行委員会の事務局は、郡上市学校保健会事務局におく。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。